「妊娠・出産」から「育児休業時の継続利用」となる場合

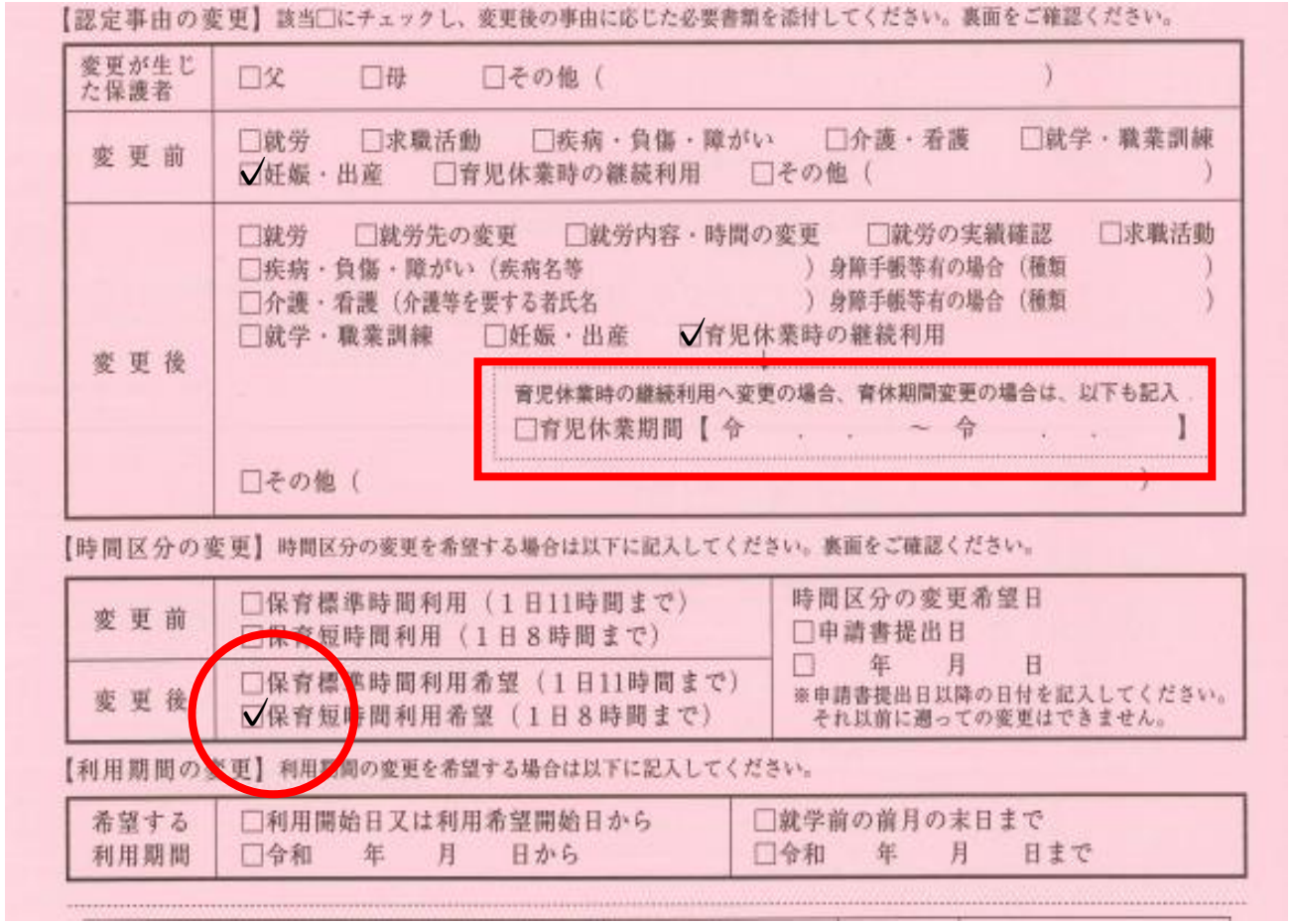

【認定事由の変更】該当□にチェックし、変更後の事由に応じた必要書類を添付してください。裏面をご確認ください。

変更が生じた保護者	□父　□母　□その他（　）
変更前	□就労　□求職活動　□疾病・負傷・障がい　□介護・看護　□就学・職業訓練 ✓妊娠・出産　□育児休業時の継続利用　□その他（　）
変更後	□就労　□就労先の変更　□就労内容・時間の変更　□就労の実績確認　□求職活動 □疾病・負傷・障がい（疾病名等　）身障手帳等有の場合（種類　） □介護・看護（介護等を要する者氏名　）身障手帳等有の場合（種類　） □就学・職業訓練　□妊娠・出産　✓育児休業時の継続利用 育児休業時の継続利用へ変更の場合、育休期間変更の場合は、以下も記入 □育児休業期間【 令　.　.　～ 令　.　. 】 □その他（　）

【時間区分の変更】時間区分の変更を希望する場合は以下に記入してください。裏面をご確認ください。

変更前	□保育標準時間利用（1日11時間まで） □保育短時間利用（1日8時間まで）	時間区分の変更希望日 □申請書提出日 □　年　月　日 ※申請書提出日以降の日付を記入してください。それ以前に遡っての変更はできません。
変更後	□保育標準時間利用希望（1日11時間まで） ✓保育短時間利用希望（1日8時間まで）	

【利用期間の変更】利用期間の変更を希望する場合は以下に記入してください。

希望する利用期間	□利用開始日又は利用希望開始日から □令和　年　月　日から	□就学前の前月の末日まで □令和　年　月　日まで

認定事由が**「育児休業時の継続利用」**となる場合は、時間区分が「短時間」利用となります。

育児休業期間の記入をしてください。

育児休業の継続利用の開始は、
産後休暇が終了する月の翌月からとなります。

例）３月中旬に産後休暇が終わり、育児休業となる場合
→４月から「育児休業の継続利用」で「短時間」利用となります。